

岩手県告示第31号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 北上川水系北上川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年1月20日
- 3 廃川敷地等の位置 盛岡市芋田字上武道34番5及び141番4地先並びに字下武道21番45
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 70.11平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び盛岡広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。